

箱根町議会における 議会改革のあゆみ

～町民から最も頼りにされる議会を目指して～



平成27年4月
神奈川県箱根町議会

目 次

| | |
|--------------------------------------|----|
| はじめに | 1 |
| I 議会改革に係る特別委員会の設置状況 | 2 |
| 1 箱根町議会基本条例調査特別委員会 | 3 |
| 2 箱根町議会改革等調査特別委員会 | 4 |
| 3 箱根町議会改革等推進特別委員会 | 5 |
| II 議会改革等推進状況（取り組みの概要） | 6 |
| 1 主な取り組み一覧（年度別） | 7 |
| (1) 平成23年度の主な取り組み | 8 |
| 項目 1 予算審議方法の変更について | |
| 項目 2 本会議前の常任委員会の開催方法について | |
| 項目 3 議会全員協議会のあり方について | |
| (2) 平成24年度の主な取り組み | 9 |
| 項目 1 一般質問の一問一答方式の導入及び質問席の設置 | |
| 項目 2 反問権の付与 | |
| 項目 3 箱根町議会基本条例を制定 | |
| (3) 平成25年度の主な取り組み | 10 |
| 項目 1 年間議会日程の設定 | |
| 項目 2 いつでも招集可能な議会（月例日の設置） | |
| 項目 3 発言における残時間の表示 | |
| 項目 4 箱根町議会議員の議員報酬等の特例に関する条例を制定 | |
| (4) 平成26年度の主な取り組み | 11 |
| 項目 1 議会交際費支出状況及び政務活動費収支報告のホームページへの掲出 | |
| 項目 2 箱根町議会議会報告会実施要綱を制定 | |
| 項目 3 箱根町議会と町民との意見交換会実施要綱を制定 | |
| 項目 4 常任委員会における閉会中の継続調査の推進 | |
| 項目 5 情報化勉強会の開催 | |
| 項目 6 議会交際費の見直し | |
| 項目 7 傍聴者への資料提供 | |
| 項目 8 ホームページからの積極的な情報発信 | |

- 項目 9 議会開催周知ポスターの掲出
- 項目 10 箱根町議会会議規則改正
 - 箱根町議会広報広聴委員会規程の制定
 - 箱根町議会における電子機器等の使用基準の制定
- 項目 11 箱根町開かれた議会傍聴規則の制定
- 項目 12 政務活動費に係る領収書等のホームページへの掲出
- 項目 13 箱根町議会の活性化に向けた理念と方針の策定
- 項目 14 箱根町議会災害対策会議設置要綱の制定
 - 箱根町議会における災害時議員行動マニュアル(地震編)の制定

| | | |
|---|------------|----|
| Ⅲ | 議員数及び議員報酬等 | 18 |
| | 1 議員数 | 18 |
| | 2 議員報酬等 | 19 |
| Ⅳ | 箱根町議会改革等年表 | 20 |

はじめに

箱根町議会における「議会改革」は、全国の自治体により進められていた議会基本条例の制定を受けて、平成20年に「箱根町議会基本条例調査特別委員会」を設置したことから始まります。私たち議会では、議会基本条例の制定を目指すにあたり、町民とどのように向き合うべきかという議論の末、「開かれた議会・議論する議会」をテーマに、町民より信頼される議会を目指し、5年の歳月をかけて十分に審議した結果、ようやく平成25年3月に箱根町議会基本条例を制定することができました。

「箱根町議会基本条例」制定を済ませた同年の改選を終えて、新たに基本条例の目的に則って、議会改革を具体的に推進・実行するために「議会改革等推進特別委員会」を設置し、取り組んできました。

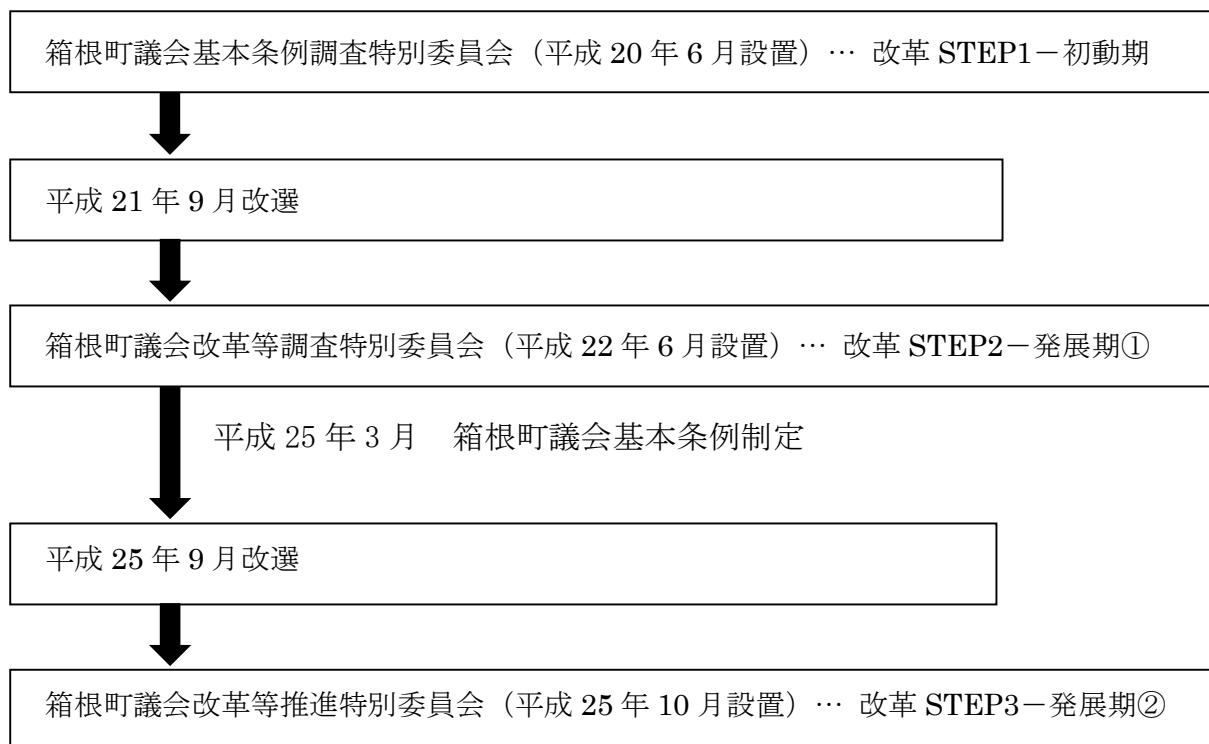
取り組みの主な改革の内容は、まず、開かれた議会として、すべての会議を原則公開するとともに、議会側からの情報発信、町民との直接的な対話を進めることにより、自主的に町民の要求や時代の流れを把握し、議会のもつ権限を十分に発揮する議会とすること。次に、議論する議会として、議会運営を今までの先例にとらわれずに、情報化の進展に伴いそれに関する機器の使用等を含めて改革し、効率的な情報公開による時代に即した解かりやすい議会運営の改革を進めています。

そのような取り組みを通し、今回、議会改革の進捗状況と現状を明らかにし、今後の議会改革の課題を明確にして、より一層の改革を進めるために、本書を取りまとめました。箱根町議会が「町民から最も頼りにされる議会」を新たな基本理念として認識し、開かれた議会・議論する議会を実践することにより、議会機能の強化、公開性の向上等により、自主的かつ積極的な議会運営を推進するために、今後も不断の改革を進めてまいります。

箱 根 町 議 会

I 議会改革に係る特別委員会の設置状況

箱根町議会では、時代に即した新たな箱根町議会の創設を目指す気運の高まりによって、平成19年度より議会改革の検討を始め、平成20年6月に、議会基本条例を制定するための組織として、箱根町議会基本条例調査特別委員会を設置しました。平成21年9月の改選後もその意思は引き継がれ、平成22年6月に、箱根町議会改革等調査特別委員会を設置し、十分な審議を重ねた結果、平成25年3月に箱根町議会基本条例を制定しました。その後、平成25年9月の改選後、箱根町議会基本条例に掲げる「町民に開かれた議会」「町民参加を推進する議会」「町民に信頼される議会」を実現するため、箱根町議会改革等推進特別委員会を設置し、現在も、「町民から最も頼りにされる議会」を基本理念に据え、議員一丸となって取り組んでいます。



1 箱根町議会基本条例調査特別委員会（改革 STEP1…初動期）

地方分権改革により、地方公共団体の自己決定・自己責任の範囲が一層拡大されることに伴い、議会としても今まで以上に責任ある議会活動が求められ、また高い政治倫理のもと、議員として町民の負託や要請に応えるべき活動をしなければならないことから、平成20年6月に、議会に関する基本的な事項を定めた条例「議会基本条例」の制定に向け、調査研究することを目的に、全議員で構成する箱根町議会基本条例調査特別委員会を設置しました。

この特別委員会では、全国に先駆けて議会基本条例を制定した北海道栗山町議会基本条例等の研究や、先進地である岩手県一関市、三重県伊賀市への視察等を行い、箱根町議会の特色を出すための条例づくりに向け調査研究を行いました。また、特別委員会内に6人で構成する作業部会を設置し、条例案のたたき台の作成等を行いました。平成21年9月、調査未了のまま改選となりました。

【箱根町議会基本条例調査特別委員会】

| 役 職 | 氏 名 | 役 職 | 氏 名 |
|-------|--------|-----|-------|
| 委 員 長 | 小川 鶴雄 | 委 員 | 川端 祥介 |
| 副委員長 | 杉山 幹雄 | 委 員 | 勝俣 信 |
| 委 員 | 山田 和江 | 委 員 | 沖津 弘幸 |
| 委 員 | 仙石 有二 | 委 員 | 勝俣 清春 |
| 委 員 | 二見 嘉彦 | 委 員 | 折橋 尚道 |
| 委 員 | 勝呂 昌子 | 委 員 | 勝俣 俊彦 |
| 委 員 | 勝俣 公好 | 委 員 | 西村 和夫 |
| 委 員 | 村野 由紀子 | | |

○協議経過 H20.7.18、H20.8.20、H20.10.7、H20.11.21、H21.2.10、
H21.6.4、H21.7.17

【箱根町議会基本条例調査特別委員会作業部会】

| 役 職 | 氏 名 | 役 職 | 氏 名 |
|-------|-------|-------|--------|
| 部 会 長 | 小川 鶴雄 | 部 会 員 | 村野 由紀子 |
| 副部長 | 杉山 幹雄 | 部 会 員 | 沖津 弘幸 |
| 部 会 員 | 勝俣 公好 | 部 会 員 | 折橋 尚道 |

○協議経過 H20.11.17、H20.12.22、H21.1.7、H21.1.27、H21.2.24、
H21.3.23、H21.4.10

2 箱根町議会改革等調査特別委員会（改革 STEP2…発展期①）

平成21年9月の改選により新たな議会体制となり、地方分権が進む中で、議会と議員が自主的・自律的に十分な機能を発揮するとともに、住民からの負託に応えていくことが、さらに求められていることから、積極的に議会の改革・活性化及び諸課題の解決に向けて調査研究することを目的として、平成22年6月に、全議員で構成する箱根町議会改革等調査特別委員会を設置しました。

この特別委員会では、議会基本条例の制定に向けての調査研究に加え、予算の審議方法や議会全員協議会のあり方、一般質問の質問形式、通年議会等についても調査研究を行いました。また、特別委員会内に6人で構成する作業部会を設置し、議会基本条例条文や特別委員会へ提案する協議項目の検討等を行いました。十分な審議を重ねた結果、平成25年3月に箱根町議会基本条例を制定しました。

【箱根町議会改革等調査特別委員会】

| 役 職 | 氏 名 | 役 職 | 氏 名 |
|-------|--------|-----|--------|
| 委 員 長 | 川端 祥介 | 委 員 | 村野 由紀子 |
| 副委員長 | 勝俣 公好 | 委 員 | 山田 和江 |
| 委 員 | 小川 鶴雄 | 委 員 | 村上 東司 |
| 委 員 | 勝俣 剛一 | 委 員 | 勝俣 清春 |
| 委 員 | 石川 栄 | 委 員 | 西村 和夫 |
| 委 員 | 遠藤 秀則 | 委 員 | 沖津 弘幸 |
| 委 員 | 稲葉 親太郎 | 委 員 | 折橋 尚道 |
| 委 員 | 山田 成宣 | | |

○協議経過 H22.6.24、H22.7.23、H23.2.15、H23.10.31、H23.12.16、
H24.1.19、H24.1.30、H24.6.20、H24.6.25、H24.11.5、
H24.12.14、H25.1.18、H25.2.8、H25.2.15、H25.8.20

【箱根町議会改革等調査特別委員会作業部会】

| 役 職 | 氏 名 | 役 職 | 氏 名 |
|-------|-------|-------|-------|
| 部 会 長 | 川端 祥介 | 部 会 員 | 村上 東司 |
| 副部長 | 勝俣 公好 | 部 会 員 | 沖津 弘幸 |
| 部 会 員 | 小川 鶴雄 | 部 会 員 | 折橋 尚道 |

○協議経過 H24.1.26、H24.6.20、H24.7.6、H24.10.23

3 議会改革等推進特別委員会（改革 STEP3…発展期②）

平成25年9月の改選により新たな議会体制となったが、議会改革等調査特別委員会の意思を引き継ぎ、議会基本条例の下、議会の公正性・透明性を確保し、町民に開かれた議会、町民参加を推進する議会、町民に信頼される議会を目指し、さらなる議会改革を推進することを目的として、平成25年10月、全議員で構成する議会改革等推進特別委員会を設置しました。

この特別委員会では、議会基本条例に掲げる「町民に開かれた議会」「町民参加を推進する議会」「町民に信頼される議会」の実現に向けて、町民との意見交換会の開催やホームページからの積極的な情報発信等、さまざまな取り組みを行っています。また、特別委員会内に6人で構成する作業部会を設置し、議会改革推進の企画立案や諸案件の提案等を積極的に行っています。



【箱根町議会改革等推進特別委員会】

| 役 職 | 氏 名 | 役 職 | 氏 名 |
|-------|--------|-----|--------|
| 委 員 長 | 折橋 尚道 | 委 員 | 山田 成宣 |
| 副委員長 | 村野 由紀子 | 委 員 | 稲葉 親太郎 |
| 委 員 | 川端 祥介 | 委 員 | 山田 和江 |
| 委 員 | 川口 延明 | 委 員 | 石川 栄 |
| 委 員 | 勝俣 剛一 | 委 員 | 遠藤 秀則 |
| 委 員 | 小川 鶴雄 | 委 員 | 沖津 弘幸 |
| 委 員 | 勝俣 公好 | 委 員 | 西村 和夫 |

○協議経過 H25.10.23、H25.12.2、H26.2.5、H26.2.18、H26.3.14、
H26.5.14、H26.6.13、H26.7.17、H26.8.26、H26.10.16、

【箱根町議会改革等推進特別委員会作業部会】

| 役 職 | 氏 名 | 役 職 | 氏 名 |
|-------|--------|-------|-------|
| 部 会 長 | 折橋 尚道 | 部 会 員 | 勝俣 公好 |
| 副部長 | 村野 由紀子 | 部 会 員 | 山田 成宣 |
| 部 会 員 | 勝俣 剛一 | 部 会 員 | 石川 栄 |

○協議経過 H26.1.10、H26.4.8、H26.4.30、H26.5.17、H26.6.3、
H26.6.30、H26.8.26、H26.9.30、H26.10.31、H26.11.11、
H27.2.10

Ⅱ 議会改革等推進状況（取り組みの概要）

箱根町議会では、従前より、議員定数の削減や本会議等に係る費用弁償の廃止等を行ってきましたが、改革のスタートとも言える議会改革に係る特別委員会の設置以降の主な取り組み概要を次に示します。

平成18年に北海道栗山町が議会基本条例を制定して以来、全国の自治体で議会基本条例の制定が広まりつつあることを受け、箱根町議会においても、議会基本条例の制定に向けた調査研究をするための組織として、平成20年6月に箱根町議会基本条例調査特別委員会が設置されました。改選後の、平成22年6月に設置された議会改革等調査特別委員会においては、議会基本条例の制定に係る調査研究とともに、議会運営全般について調査研究がされました。さらに、平成25年10月に設置された議会改革等推進特別委員会においては、議会基本条例に掲げる「町民に開かれた議会」「町民参加を推進する議会」「町民に信頼される議会」を実現するため、様々な取り組みを行ってきました。

平成26年度においては、特に、議会基本条例の「町民に開かれた議会」「町民参加を推進する議会」を実現するため、議会と町民との意見交換会の開催や、傍聴者への資料提供、ホームページからの積極的な情報発信等を行ってきました。また、これまで議会ICT推進の一環として情報化研修会等を開催し調査研究してきた電子機器等について、本会議等での使用を認めることとしました。さらに、傍聴者においても電子機器等の使用を可能とし、事前の許可なく写真及びビデオの撮影、録音ができる旨等を盛り込んだ、箱根町開かれた議会傍聴規則を定める等、一歩ずつ、着実に、改革を進めています。

今後は、「箱根町議会の活性化に向けた理念と方針」の下、基本理念である「町民から最も頼りにされる議会」の実現に向け、議員一丸となって取り組んでいきます。

これまでの年度別の主な取り組みは、次頁のとおりとなっています。

1 主な取り組み一覧（年度別）

平成 23 年度

| | | |
|------|---------------------|---|
| 項目 1 | 予算審議方法の変更について | 8 |
| 項目 2 | 本会議前の常任委員会の開催方法について | 8 |
| 項目 3 | 議会全員協議会のあり方について | 8 |

平成 24 年度

| | | |
|------|------------------------|---|
| 項目 1 | 一般質問の一問一答方式の導入及び質問席の設置 | 9 |
| 項目 2 | 反問権の付与 | 9 |
| 項目 3 | 箱根町議会基本条例の制定 | 9 |

平成 25 年度

| | | |
|------|---------------------------|----|
| 項目 1 | 年間議会日程の設定 | 10 |
| 項目 2 | いつでも招集可能な議会（月例日の設置） | 10 |
| 項目 3 | 発言における残時間の表示 | 10 |
| 項目 4 | 箱根町議会議員の議員報酬等の特例に関する条例の制定 | 10 |

平成 26 年度

| | | |
|-------|---------------------------------|----|
| 項目 1 | 議会交際費支出状況及び政務活動費収支報告のホームページへの掲出 | 11 |
| 項目 2 | 箱根町議会議会報告会実施要綱の制定 | 11 |
| 項目 3 | 箱根町議会と町民との意見交換会実施要綱の制定 | 12 |
| 項目 4 | 常任委員会における閉会中の継続調査の推進 | 13 |
| 項目 5 | 情報化勉強会の開催 | 13 |
| 項目 6 | 議会交際費の見直し | 14 |
| 項目 7 | 傍聴者への資料提供 | 14 |
| 項目 8 | ホームページからの積極的な情報発信 | 14 |
| 項目 9 | 議会周知ポスターの掲出 | 15 |
| 項目 10 | 箱根町議会会議規則改正 | 15 |
| | 箱根町議会広報広聴委員会規程の制定 | 15 |
| | 箱根町議会における電子機器等の使用基準の制定 | 15 |
| 項目 11 | 箱根町開かれた議会傍聴規則の制定 | 16 |
| 項目 12 | 政務活動費に係る領収書等のホームページへの掲出 | 16 |
| 項目 13 | 箱根町議会の活性化に向けた理念と方針の策定 | 16 |
| 項目 14 | 箱根町議会災害対策会議設置要綱の制定 | 17 |
| | 箱根町議会における災害時議員行動マニュアル（地震編）の制定 | 17 |

(1) 平成23年度の主な取り組み

項目1 予算審議方法の変更について（平成24年1月）

予算全員協議会は廃止し、予算説明は本会議で行うこととしました。予算の審議（質疑）は、従前どおり本会議場で行うこととし、予算質問は、本会議で予算説明を受けた後に提出することとしました。

項目2 本会議前の常任委員会の開催方法について（平成24年1月）

全議員が情報の共有化を図るため、今まで本会議前に開催していた各常任委員会を、議会全員協議会に改めることとしました。また、本会議前に開催する議会全員協議会において、従前の各常任委員会と同様に、報告と提出予定議案の報告を受けることとし、提出予定議案については、事前審査とならないように、町からの報告のみで、確認、質疑等は一切できないこととしました。なお、一般の報告については、質疑等ができることとしました。

項目3 議会全員協議会のあり方について（平成24年1月）

本会議終了後に開催していた議会全員協議会を、本会議前の議会全員協議会に統合することとしました。ただし、定例会会期中等に発生した追加報告については、定例会最終日の本会議終了後に開催することとしました。町からの報告については、確認だけでなく、質疑ができることとし、一般の報告に対する質疑の時間は、質疑答弁を含め1人1議題20分以内とすることとしました。

(2) 平成24年度の主な取り組み

項目1 一般質問の一问一答方式の導入及び質問席の設置（平成24年6月）

議員が質問する際の論点が明確になり、傍聴者の方に対しわかりやすくなるとともに、納得のいくまで質問を繰り返すことができ、これまで以上に、町民の皆さまの立場で町政に対する監視や提言を行うことが可能となるよう、一般質問に一问一答方式を導入することとしました。また、質問席を設置し、町長等に対面した形で質疑を行うこととしました。

- ①形式 第1質問は今まで通り一括質問・一括答弁とし、第2問目から一问一答方式とする。
- ②質問回数 制限なしとする。
- ③質問時間 質問・答弁を含め1人60分以内とする。



項目2 反問権の付与（平成24年6月）

執行部側（町側）に反問権（確認等）を付与することとしました。ただし、議長又は委員長長の許可を得て発言できることとしました。

項目3 箱根町議会基本条例の制定（平成25年3月）

地方分権が進む中で、町の自己決定、自己責任の範囲が拡大していくのに伴い、議会の果たす役割が大きくなったことを踏まえ、議会は自らの創意と工夫によって、町民との協調のもと、国際観光地箱根の特性を生かし、おもてなしの心あふれるまちづくりに寄与するとともに、議会の公平性・透明性を確保することにより、町民に開かれた議会、町民参加を推進する議会、町民に信頼される議会を目指すため、町議会の最高規範として、箱根町議会基本条例を制定しました。

(3) 平成25年度の主な取り組み

項目1 年間議会日程の設定（平成26年2月）

通年議会導入の検討の一環として、年初めに年間予定を配付し周知することとしました。また、毎定例会会期中に委員会開催日を事前設定し、付託案件に備えるとともに委員会独自の協議を行うこととしました。

項目2 いつでも招集可能な議会（月例日の設置）（平成26年2月）

町民ニーズに即応するため、議会がいつでも招集可能になるための取り組みとして、通常の議会開催期間以外にも、議事決定の迅速化を図るとともに、継続的な案件の解決を図るための月例日を設置する。月例日には、議会全員協議会において、常任委員会の活動報告や各会派等の視察報告等を行う。



項目3 発言における残時間の表示（平成26年2月）

局長席に議員席に向け、簡易タイマーを設置し、発言残時間の表示を行うこととした。

項目4 箱根町議会議員の議員報酬等の特例に関する条例の制定 （平成26年3月）

箱根町議会議員の職責に鑑み、箱根町議会への町民の信頼の確保に資するため、議員が町議会の会議を長期間にわたり欠席した場合における議員報酬及び期末手当の支給について、箱根町議会議員の議員報酬等の特例に関する条例を制定しました。

(4) 平成26年度の主な取り組み

項目1 議会交際費支出状況及び政務活動費収支報告のホームページへの掲出 (平成26年4月)

箱根町議会基本条例に掲げる「町民に信頼される議会」を目指す取り組みの一環として、議会交際費及び政務活動費に係る透明性を確保するため、議会交際費支出状況及び政務活動費収支報告について、ホームページへ掲出することとしました。また、平成27年1月からは、政務活動費に係る領収書等もホームページより公開し、さらなる透明性の確保に努めています。

| 議会交際費 | | | |
|------------------|------------|------------------|-------|
| 議会交際費(平成26年度) | | | |
| 【9月分支出内訳】 (単位:円) | | | |
| | 年月日 | 摘要 | 支出 |
| 1 | 平成26年9月6日 | 箱根地域健康祭 | 5,000 |
| 2 | 平成26年9月7日 | はこね学生会演劇 | 5,000 |
| 3 | 平成26年9月20日 | 小田原箱根産業まつり | 5,000 |
| 4 | 平成26年9月28日 | 芦ノ湖島原烟花大会 | 5,000 |
| 5 | 平成26年9月28日 | 仙石帯すずき祭り | 5,000 |
| 6 | 平成26年9月28日 | 海軍町民運動会 | 5,000 |
| 7 | 平成26年9月28日 | 宮城野地域健康大会 | 5,000 |
| 8 | 平成26年9月29日 | 関東町対議会議員会会長会議参加料 | 5,000 |
| 9 | 平成26年9月30日 | 箱根長湯神社花火大会 | 5,000 |

項目2 箱根町議会議会報告会実施要綱の制定 (平成26年4月)

箱根町議会基本条例に掲げる「町民に開かれた議会」を推進するため、議会報告会に係る必要事項を定めた箱根町議会議会報告会実施要綱を制定しました。平成27年春の議会報告会開催に向け、準備を進めています。

項目3 箱根町議会と町民との意見交換会実施要綱の制定（平成26年4月）

箱根町議会基本条例に掲げる「町民参加を推進する議会」「町民に開かれた議会」を推進するため、町民との意見交換会に係る必要事項を定めた箱根町議会と町民との意見交換会実施要綱を制定しました。平成26年度は、次のとおり3回の意見交換会を実施しました。

【第1回】 日 時 平成26年7月17日（木） 午前10時から
場 所 箱根町役場分庁舎4階 第5会議室
団体名 （一般財団法人）箱根町観光協会
（公益財団法人）箱根町文化・スポーツ財団
テーマ ・平成25年度の事業の実施状況について
・今後の事業の展望について
・町及び議会に求めるもの

【第2回】 日 時 平成26年10月21日（火） 午後2時から
場 所 仙石原文化センター 第1会議室
団体名 仙石原女性会
テーマ ・箱根町議会改革とは
・議会改革策とその成果
・その他



【第3回】 日 時 平成26年11月11日（火） 午後3時から
場 所 箱根町役場本庁舎4階会議室
団体名 箱根町自治会連絡協議会
テーマ ・議会改革について
・その他



項目4 常任委員会等における閉会中の継続調査の推進（平成26年6月）

箱根町議会では、常任委員会等において、会期中・閉会中に関わらず、継続的な調査研究を行うこととしました。特に、各常任委員会では、テーマを決め、積極的に調査研究を行うこととしました。

平成26年度における各常任委員会のテーマは次のとおりです。

【総務企画観光常任委員会】

- ・ 定住化対策について
- ・ 観光施策について
- ・ 防災対策について



【教育福祉環境常任委員会】

- ・ 子育て支援施策に関すること
- ・ 有害鳥獣対策に関すること
- ・ 学校・幼稚園の教育施策に関すること

項目5 情報化勉強会の開催（平成26年8月）

情報化における議会改革の有効性を探るため、講師として、(株)日立システムズ神奈川支社の方に来ていただき、情報化勉強会を行いました。

- 日 時 平成26年8月4日（月） 午前10時から
場 所 箱根町役場分庁舎4階 第6・7会議室
内 容 ・ 議会改革に係る情報化のトレンドについて
・ タブレット端末の操作研修

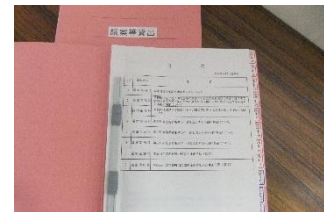


項目6 議会交際費の見直し（平成26年9月）

議会交際費の執行状況については、透明性を確保するため、平成26年4月よりホームページにおいて公開しているが、町交際費等との均衡を図るため、見直しを行いました。また、ホームページに支出基準を掲載することにより、さらに透明性を確保することとしました。

項目7 傍聴者への資料提供（平成26年9月）

箱根町議会基本条例に掲げる「町民に開かれた議会」を推進する取り組みとして、審議内容等がわかりやすく、身近な議会となるよう、傍聴者に対し、議案等資料の貸出し・配布を行うこととしました。



項目8 ホームページからの積極的な情報発信（平成26年9月）

箱根町議会基本条例に掲げる「町民に開かれた議会」「町民参加を推進する議会」を推進する取り組みとして、町民の方に、議会に関心を持っていただけるよう、議会活動について、ホームページから積極的に情報発信することとしました。

【掲載内容】

- ・本会議等議事録
- ・日毎の審議予定事項
- ・提出議案、一般質問通告内容
- ・議案ごとの賛否結果一覧等



項目9 議会開催周知ポスターの掲出（平成26年12月）

箱根町議会基本条例に掲げる「町民に開かれた議会」「町民参加を推進する議会」を推進する取り組みとして、町民の方に議会に関心を持っていただき、傍聴に来てもらえるよう、議会開催周知ポスターを各出張所等に掲出することとしました。

【掲載内容】

- ・ 議会開催日時
- ・ 日毎の審議予定事項
- ・ 一般質問件名等



項目10 箱根町議会会議規則の改正（平成27年1月）

箱根町議会広報広聴委員会規程の制定（平成27年1月）

箱根町議会における電子機器等の使用基準の制定（平成27年1月）

箱根町議会基本条例に掲げる「町民に開かれた議会」を具現化する組織として、広報広聴活動を積極的に展開するため、地方自治法に規定する「協議する場」として広報広聴委員会の設置に関する事、また本会議等での電子機器の使用や今まで持ち込みを禁止していた写真機及び録音機の持ち込み等について定めるため、議会会議規則の改正を行いました。

これに併せ、箱根町議会広報広聴委員会規程を制定しました。広報広聴委員会の主な所掌事務は、議会報告会や議会ホームページ、議会広報の編集、発行等に関することとなりました。

また、議会ICT推進の一環として、本会議等での電子機器の使用を認めたことに伴い、適正な運用が図れるよう、箱根町議会における電子機器等の使用基準を制定しました。この使用基準において、電子機器等の使用ができる者に傍聴者を含めたことに伴い、傍聴規則の見直しも併せて行いました。

項目 1 1 箱根町開かれた議会傍聴規則の制定（平成 27 年 1 月）

箱根町議会基本条例に掲げる「町民に開かれた議会」「町民参加を推進する議会」を推進するため、従前の箱根町議会傍聴規則を廃止し、新たに、箱根町開かれた議会傍聴規則を制定しました。多くの町民の方に傍聴に来ていただき、議会をより身近に感じてもらうため、細かく定めがあった「傍聴席に入ることができない者」「傍聴人の守るべき事項」は定めず、「傍聴人の責務」のみを規定しました。子育て中の親等を含め、幅広い年齢層の方に傍聴に来ていただくよう、児童及び乳幼児についても議長の許可なく傍聴席に入れることとしました。また、事前の許可なく、写真、ビデオ等の撮影及び録音ができることになりました。

項目 1 2 政務活動費に係る領収書等のホームページへの掲出（平成 27 年 1 月）

箱根町議会基本条例に掲げる「町民に信頼される議会」の実現を目指し、平成 26 年 4 月より、ホームページにおいて、政務活動費の収支報告として項目別の使用状況等について掲載を行っていましたが、さらなる透明性を確保するため、ホームページ上において、政務活動費に関する領収書等についても公開することとしました。

項目 1 3 箱根町議会の活性化に向けた理念と方針の策定（平成 27 年 2 月）

箱根町議会では、町民の代表として負託に応えるよう、これまでも議会改革を進めてきましたが、さらに議会改革を適切かつ効果的に推し進めるため、「町民から最も頼りにされる議会」の実現を基本理念に据えた「箱根町議会の活性化に向けた理念と方針」を策定しました。今後は、この基本理念を実現するため、「箱根町議会の活性化に向けた理念と方針」を道しるべとして、議員一丸となって取り組むこととしました。

項目14 箱根町議会災害対策会議設置要綱の制定（平成27年3月） 箱根町議会における災害時議員行動マニュアル（地震編）の制定 （平成27年3月）

箱根町議会総務企画観光常任委員会では、閉会中の継続調査の一環として、「災害時における議会の支援方策について」をテーマに、議会として、また議員として、災害時に果たすべき役割等について調査・研究を進めてきました。その結果、町災害対策本部と連携し、災害応急対策及び災害復旧業務を支援するとともに、議員自らが迅速かつ適切な対応を図るた



め、箱根町議会災害対策会議設置要綱を制定しました。また、地震発生時における議員の行動マニュアルについても併せて制定しました。

今後は、各地域における資機材訓練や救命講習等を積極的に受講し、災害時に迅速かつ適切な対応が図れるよう取り組むこととしました。

Ⅲ 議員数及び議員報酬等

箱根町議会では、議員数については、改選毎に特別委員会等を設置し、社会経済情勢等を踏まえた上で、適正定数等について協議を行い、議員自らが議員定数の削減を行うことにより、より効率的な議会運営を図ることとしてきました。また、議員期末手当については、社会経済情勢や町の財政状況等を勘案し、必要に応じて削減等を行っています。

1 議員数

(1) 条例定数 14 人

(2) 現 在 数 14 人

(3) 議員定数の変遷

| | 経 緯 | 法定数 (※1) | 条例定数 (※2) |
|-------------|---------------------------------------|-------------|--------------|
| 昭和 31 年 9 月 | 合併時議員数 72 人 | | |
| 昭和 32 年 9 月 | 合併後初の議員改選 | 30 | 26 |
| 昭和 56 年 9 月 | | 26 | 24 |
| 昭和 60 年 9 月 | | 26 | 22 |
| 平成 9 年 9 月 | | 26 | 20 |
| 平成 13 年 9 月 | 箱根町議会議員の適正定数の調査に関する特別委員会において協議 | 26 | 18 |
| 平成 17 年 9 月 | 箱根町議会議員適正定数調査特別委員会において協議 | 22 | 16 |
| 平成 21 年 9 月 | 箱根町議会議員適正定数調査特別委員会において協議 | 22 | 15 |
| 平成 25 年 9 月 | 正副議長各会派代表者会議からの提案後、議会改革等調査特別委員会において協議 | — | 14 |

※1 法定数：平成 15 年まで、議員数の基準は、地方自治法において、自治体の人口規模により定められていたが、平成 15 年の地方自治法改正により、上限の範囲内で条例において定めることとなり、さらに平成 23 年の地方自治法改正により、上限も撤廃され、条例において定数を定めることとなった。

※2 条例定数：平成 15 年以前は、「箱根町議会議員定数減少条例」により定められていたが、平成 15 年以後は、「箱根町議会の議員の定数を定める条例」により定められている。

2 議員報酬等

(1) 報 酬

◎ 報酬額（平成3年12月1日改定）

| | 月額 |
|-----|-----------|
| 議 長 | 408,000 円 |
| 副議長 | 328,000 円 |
| 議 員 | 306,000 円 |

※ 平成26年3月、議員が町議会の会議を長期間にわたり欠席した場合の議員報酬及び議員手当の支給を減額する旨を定めた「箱根町議会議員の議員報酬等の特例に関する条例」を定めた。

◎ 報酬額の推移

(千円)

| 改定年 区分 | 55年 | 57年 | 59年 | 60年 | 63年 | 元年 | 3年 |
|-----------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 議 長 | 230 | 260 | 280 | 300 | 320 | 360 | 408 |
| 副議長 | 182 | 205 | 221 | 240 | 260 | 290 | 328 |
| 議 員 | 165 | 185 | 200 | 220 | 240 | 270 | 306 |

(2) 期末手当

(平成26年)

| | |
|-------|----------------------------|
| 基 礎 額 | 報酬月額 + (報酬月額×20%以内) |
| 支 給 率 | 100分の395 (内訳) 6月期 100分の190 |
| 支 給 額 | 12月期 100分の205 |

※ 近年の期末手当削減状況

| 期 | 削減率 | 理 由 |
|--------------------|------------------------------------|---|
| 平成23年6月期 | 全議員 100分の50 | 東日本大震災の影響を受け、観光産業を基幹とする町の経済状況が衰微し、歳入の著しい減少が見込まれるため。 |
| 平成24年 (6月・12月期) | 正副議長 100分の15 議員 100分の10 | 町の厳しい財政状況に鑑みるため。 |
| 平成27年 (6月・12月期) | 議長 100分の15 副議長・議員 100分の10 | 町の厳しい財政状況に鑑みるため。 |

Ⅳ 箱根町議会改革等年表

| 年 月 | 改革等項目 |
|--------------|---|
| 平成 19 年 12 月 | 会議等出席時における費用弁償の廃止 |
| 平成 20 年 6 月 | 箱根町議会基本条例調査特別委員会設置 |
| 平成 20 年 10 月 | 議会基本条例に係る先進地視察（2 班体制） ・岩手県一関市（平成 19 年 6 月 28 日条例施行） 7 名 ・三重県伊賀市（平成 19 年 2 月 28 日条例施行） 6 名 |
| 平成 21 年 9 月 | 改選（議員定数削減 16→15 名） |
| 平成 22 年 6 月 | 箱根町議会改革等調査特別委員会設置 |
| 平成 24 年 1 月 | 予算審議方法の変更を決定 本会議開催前の常任委員会を、議会全員協議会に改めた。 |
| 平成 24 年 6 月 | 一般質問の一問一答方式の導入及び質問席の設置 執行部側へ反問権（確認等）の付与 |
| 平成 24 年 7 月 | 湯河原町議会報告会視察 14 名 小田原市議会「議会基本条例市民フォーラム」視察 10 名 |
| 平成 25 年 3 月 | 箱根町議会基本条例の制定 |
| 平成 25 年 9 月 | 改選（議員定数削減 15→14 名） |
| 平成 25 年 10 月 | 箱根町議会改革等推進特別委員会設置 |
| 平成 26 年 2 月 | 年間議会日程及び月例招集日の設定 発言における残時間の表示 箱根町議会全員協議会運営要綱の制定 |
| 平成 26 年 3 月 | 箱根町議会議員の議員報酬等の特例に関する条例の制定 |
| 平成 26 年 4 月 | 議会交際費及び政務活動費収支報告のホームページへの掲出 箱根町議会議会報告会実施要綱の制定 箱根町議会と町民との意見交換会実施要綱の制定 |
| 平成 26 年 5 月 | 大磯町議会報告会視察 5 名 |
| 平成 26 年 6 月 | 常任委員会に係る閉会中の継続調査の推進 |
| 平成 26 年 7 月 | 議会と町民との意見交換会開催（第 1 回） |
| 平成 26 年 8 月 | 情報化勉強会の開催 |

| 年 月 | 改革等項目 |
|--------------|--|
| 平成 26 年 9 月 | 議会交際費の見直し 傍聴者への資料提供 ホームページからの積極的な情報発信（議案・一般質問通告等） |
| 平成 26 年 10 月 | 議会と町民との意見交換会開催（第 2 回） |
| 平成 26 年 11 月 | 議会と町民との意見交換会開催（第 3 回） |
| 平成 26 年 12 月 | 議会開催周知ポスターの掲出 |
| 平成 27 年 1 月 | 電子機器等の利用制限や広報広聴委員会設置に係る議会会議規則の改正 箱根町開かれた議会傍聴規則の制定 箱根町議会広報広聴委員会規程の制定 箱根町議会における電子機器等の使用基準の制定 政務活動費に係る領収書等のホームページへの掲出 |
| 平成 27 年 2 月 | 箱根町議会の活性化に向けた理念と方針の策定 議会開催情報をメルマガにて発信 |
| 平成 27 年 3 月 | 箱根町議会災害対策会議設置要綱の制定 箱根町議会における災害時議員行動マニュアル（地震編）の制定 |